

からもいろいろと財政援助というふうな負担ということ、いろいろと御指摘を  
いたしていただけてございます。こうつたことのないように都の方へは強く要望いた  
します。第一に福祉行政のうちの保育関係というのは、これから最重要視さ  
れることだと思うわけでございまして、この件についても今後レベルの下がることの絶  
対にないように私もしていきたいというふうに考えておりますし、また条例を  
こころおさえていただけてございますので、ぜひ御理解をいただきたいという  
ふうに思うわけでござります。

○十四番（仲村清信君） 市長の決意のほどをお聞かせいただきまして、そして  
また、いま話の中にあられましたように財政的な面、これはさきの議会におきま  
しても財政的負担があるのでは困るという移管に対する反対の意見等  
も出された、そういう経緯もござります。また、今臨時議会におきまして、移  
管賛成に対する意見書もその中におきまして、財政負担はやつてもら  
いたくなと、福生市に負担がかかるといふようにこのことを強く要望しておる  
わけでございますので、その点につきまして、今後この移管を受けられた後、福生市  
に対する財政的負担はかかって来ないと、このようなことを確信もてるかどうか

その辺だけお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきましてお答えいたします。

財政的なことというのは、前からの非常に懸案でございまして、私もこの件  
については強い姿勢をもちまして、絶対に財政的な関係については負担のかかる  
ないよう、今後都との交渉に入っていくというふうに考えておりますので、よろ  
しくお願いいたします。

○十七番（東田正治君） いま大きな問題を質問されて大体わかったわけですが、  
実はこの問題につきましては、私も父兄と先生方が代表で来られたときに、話し合  
いの中に入っております。それでまた、先生方を中心として父兄を連れて二度も陳情を  
受けております。

その内容の中で、私は最初父兄との話し合いの中で問題点になったのは、どう  
も私立とあるいは市立、それから都立の保育の差があると、そういうような話が  
出ていたわけです。そのときに私もいろいろな質問をしたわけですが、昭島の十年  
前のいまから十三年ぐらい前、その私立の保育の状況を話して差があるというよ  
うな話が父兄の中から出たわけです。だけれども追求するとも全然場合に合

わないうような意見であつたわけですが、その後先生方からその陳情を受けるときも、どうも納得いかなないと、それでどうしても陳情者が父兄を通して、そういうふうなことを言わねえくる。この根底に本當にとこに差があるということも私は知りたいて、こういうふうに思つたわけですが、その辺理事者が知つてゐる限りまず、どの辺にあるのかということもここであつてゐたさうい。

そして、その点についてやはりきちつと市民に父兄また保育内容というものが充実にいへんかということも私は披露してゐたさうい、このように思ひます。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時 四十四分 休憩

午前十一時

開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長(生子国利君) 先ほどの御質問に対します回答をいたしますが、保育園の運営というものにつきましては、非常に比較という

ものが難しいわけでございます。その理由としましては、児童の年齢の構成、さういったものが特に比較ができない。それから定員の問題、さういう二つの関係から比較がなかなか難しいわけですが、また予算の規模についても、保育園ごとによつて、定員等によつて違います。その三つが関連いたしまして、予算上の比較だけでは単純には比較できません。

しかしさでわれわれの方として考えられる点につきましては、児童の処遇というものにつきます。これは一人一人どの程度の処遇になるかという点につきましては、計数上は出せるという考え方が、さで同じような都立、現在受けようとする都立保育園と同じような形態を持ってあります私立あるいは公立、さういふものの比較をいたした結果、やはり処遇面につきましてはほとんど変わりがせん。したがつてむしろ私立の方が児童に対する処遇はよろしいんじゃないかというふうに思ひます。

したがつてこれは職員の給与等につきましてはあつたから違つ

てくるわけですが、本来は市民の旧児童を預かるわけですから、処遇がかわってあつてはまずいわけですから、いままでも全二部、なまわりませんし、保育内容の合点につきましても、福生市が東京都にも隣接県におきましてもないわけですが、保育協議会というものが、公立私立を含めて協議しております。その中で十分保育のバランスを取れるように研究もしております。そので、これは福生独特の協議会でございまして、ほかにはないと思ひます。こつこつというふうなことで研究もされておりますので、内容そのものもほとんど大差ない。あつては困るわけですから、いままでもなかつたわけですが、今後もないような進め方をしたい、こつこつというふうに考えております。

以上先ほどの御質問に対する答弁といたしたいと思います。

○十七番（東田正治君） どうもありがとうございます。御答弁にありましたように旧児童に対する差はない。また協議会等つくられて研究しながら前向きに進んでいく、とこつこつというふうに実際にされていると、そういうことでございします。ど

うか今後ともこつこつという点に十分留意されて、保育行政に全力を傾けていただきたいとこのように思ひます。要望です。以上です。

○十二番（遠藤洋一君） いくつか質問なんですけれども、まず市長に伺つておきたいんですが、昭和五十六年、一九八一年以来、おつと一貫して都立保育園の市町移管というのは困るんだ、東京都をやってくれということに進んできたわけで、九月定例会におきまして、多くの一般質問に対しても同じような答えで、しかし、テーブルには着きますよということの回答があつたわけですね。そこで伺つておきたいんですが、これがこの臨時会でも、しかも一旦終日に条例という形で出て来たというのには、何か意味、理由があるのではないかと思ひますが、その経緯です、ね、それを伺つておきたいと思ひます。十分議論を尽くすということならば、たぶんもっと会期のある議会の方が私も議会の者としても非常に有益な議論ができると思ひますけれども

も最終日に突如市長提案を出て来た理由です。ね、そこを伺っておきたいと思ふんです。

それからもう一つは第三条の中に社会福祉事業法第十二條に規定する社会福祉法人または民法第三十四條の規定に記載された法人に対しとなつておりますけれども、具体的にこの法人というのはどこを示すことになるのかということをお伺いいたします。

もう一つは、社会福祉事業法に規定する社会福祉法人またはなんですかけれども、この二つを並記した理由というのはどこにあるかということを知りたいと思つております。二つの法人の間にはどういった具体的な法律上の差異があるのかということと、あるいは具体的に市立保育園と移管、事務を委託というときにおいて内容的に差があるのかないのかということをお伺いいたします。

それからもう一つは、事務を委託することができるようになっていま

うか今後ともこういう点に十分留意されて、保之行政に全力を傾けていただきたいと思ふように思います。要望です。以てです。

○十二番（遠藤洋一君）　いくつか質問なんですけれども、まず市長に伺っておきたいんですが、昭和五十六年、一九八一年以来、ずっと一貫して都立保育園の市町村移管というのは困るんだ、東京都をやってくれということが進んできたわけで、九月定例会におきまして、多くの一般質問に対して同じような答えで、しかし、テーブルには着きますよということの回答があったわけですね。そこで伺っておきたいんですが、これがこの臨時会でも、しかも最終日に条例という形で出て来たというのには、何か意味、理由があるのではないかと思います。その経緯です。ね、それを伺っておきたいと思ふます。十分議論を尽くすということならば、たぶんもっと会期のある議会の方が私も議会の者としても非常に有益な議論ができると思ふますけれども

も最終日に突如市長提案を出て来た理由です。ね、そこを伺っておきたいと思ふんです。

それからもう一つは第三条の中に社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法人または民法第三十四條の規定に記載された法人に対しとなつておられますけれども、具体的にこの法人というのとはどこを示すことになるのかということをお伺いいたします。

もう一つは、社会福祉事業法に規定する社会福祉法人または、なんですけれども、この二つを並記した理由というのはどこにあるかというところを知りたいと思つておられます。二つの法人の間にはどういった具体的な法律上の差異があるのかということと、あるいは具体的に市立保育園を移管、事務を委託というときにおいて内容的に差があるのかないのかということをお伺いしておきたいと思つておられます。

それからもう一つは、事務を委託することができると思つていま

すが、ねばならないではありませんから、できるといふからにはこれは、元来は市立のものであるけれども、事務を委託することのできるものであるというふうな、もともと市の管理をしなければならぬものであるというふうな考えを条例だと思ひますけれども、それを間違ひはないかということをお伺いいたします。

その他については、これからしますけれども、さしあたってこの時期に出たこと、それからこの条例の意味ということをお伺いいたします。

それからもう一つ、市長さんにお伺いしたいのは、これまで非常に長い間にわたりまして、父母、保護者並びに園関係者の皆さんと市長さんは何回もお話をしていると思ひますけれども、その中で都立が市に移管するようなことの、つまり非常に大きな対応の変化があったときには、あらかじめ御相談しますというふうなことも中であつておられるんですけれども、今回は

つと父母、保護者の皆さんに御相談したのではないかと思ひますけれども、それらの内容があればぜひお教え願いたいと思ひます。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきまして御答弁を申し上げます。

大変に急な提案じゃないかというようなことが第一点でございまして、この件につきましては部長の方から提案理由の中にございましたように東京都の方からは長い間この件についていろいろと各市町に対して移管の条件についていろいろとあつたわけでございますけれども、前々から私も申し上げておるとおり、条件が非常に東京都の一方的なものであるというようなことで、こういう件については受け入れられないんだということでは、きりと長いこと話し合ひの場にも着かなかつたわけでございます。

たまたま七月になりました。条件がだいが私も前々から考えている条件になつてまいりました。そういったことと、それと各

市長、前々からお話ししているとおり、西多摩地区の広域圏の中の二市二町の関係がございまして、羽村町では昨年、それから青梅、瑞穂においても条件が変わつたならば、都の条件がある程度受け入れたいということと、それと各市町のそれぞれ立場でいろいろと条件が違います。そういった細部についても話し合ひがついたならば、条件を受け入れた時点で考えを新たにしていきたいということが前々からあつたわけでございます。

そこでこの条例を急遽出させていたわけでございますけれども、この件につきましては、六十二年四月一日というような期限の提示してございますので、これについてはいろいろな関係で都立福生保育園とかそういうようなことにならないうで、福生市ということになります。そういう今後の子供の募集等におきましても十二月くらいに私も事務的な問題がございます。そういったことで大変に急なことでございますけれども、今臨時会を出させていただいたということが第一点でございます。

それから第二点の件につきましては、財団との委託になる件だ  
と思うんですけれども、この件につきましては、五年と六年で  
ございますけれども、その時点で運営方式を決めていくというこ  
とになります。したがいまして移管後の時点におきまして運  
営方式を改める場合において移行が円滑に行くようにこの  
条例を私どもがそのように解釈しているわけでございますので、  
こういった一つ一つの条例要綱として流れを受け入れたというこ  
とでございますので、ようしくお願いいたします。

（「法人の二つの性格と差はどこにあるのか」と呼ぶ者あり）  
○福祉部長（生子国利君） ただいま市長が御答弁申し上げた  
んですが、その中で法的な問題がちょっと出てくるようでござい  
ますので、第三条の關係の財団と社会福祉法人との差でござい  
ますが、社会福祉法人というものについては、これは社会福祉  
事業法に基づきまして設置されるものです。財団につきま  
しては、民法によって設立された認可法人でございまして、こ

の基本財産が出捐金をもって形成されておるわけでございます。

そこでこの財団に委託するということにつきましては、問題点  
ということにつきましては、厚生省の通達によりまして、社会福  
祉法人によりがたい場合においては財団でもよろしいというふう  
な判断がございまして、東京都としては、財団に委託すること  
は違法でも何でもないというふうな回答もまいっております。  
そういうことで、法人との差というのは、民法と社会福祉事業  
法との二つの違いが出ています、それからもう一つ事務を委託す  
ることが本来は市で行うべきだということもございしますが、こ  
の委託の理由としては、地方公共団体が委託をできるとい  
うことが先ほど申し上げました条例の中でも御説明申し上げ  
けたんですが、公の施設の設置の目的を効果的に達成  
する必要があるという場合においても、これは条例で定めると  
ころによって公共団体、または公営的団体に委託すること

ができるというふうなことを運用しまして、市としては委託といった  
したいというふうなことを考えております。

○十二番（遠藤洋一君） いまの市長の答弁で理解するところと  
理解できないところとありますけれども、要するに簡単に言えば  
募集とかいろいろな関係とどういうふうにおつしやいましたけれども、  
たぶん募集集事務とか、それから四月からの予算の関係その他  
のことがあってだと思えますけれども、では最初の提案本理由の  
説明の中では大局的な立場から今度の移管をすることにし  
たんだというふうな説明もあるんですね。いまの説明は大局  
的では全然なくて、まことに事務的な手続上の問題からここ  
でしなければいけないというふうな感じもあるんですね。そこは矛  
盾を突いてもしょうがないと思いますけれども、正直に言えば  
つまり、この議会でもしなければ、とても間に合わないんだということ  
だと思ふんですね。四月からやろうと思えば、  
では伺っていただきたいんですね。先ほど生子部長の方

から要望を四つ出してゐるんだ、一つは福生保育園の全面改築  
の問題、二番目といたしましては福生保育園の土地取得の問  
題、三番目は熊川保育園の建物の大改修の問題、それから  
改修中の仮設経費の負担の問題と、この四つが出た条件  
になったというふうに聞いてゐるわけですね。非常に重要な条件  
だと思えますけれども、この条件は条例の中では当然出て来  
ないわけですから、これらの条件が整わなければ移管を受け  
ないということですか。これは要望だけどもともかく出してあ  
く。さしあつては先ほど田村議員から説明がありましたよう  
に、いろいろな条件が出てゐるということですか。さしあつての  
条件の中でとにかく移管を決めてしまひまうということ  
であつて、先ほど言った要望、四条件をどういつ扱いにする  
つもりなのかということを一つ伺いたいんですね。

それからもう一つは今の社会福祉事業法に定めるところ  
の社会福祉法人、保育園をこの町にもいくつもありますけれども、

運営していくような法人、たぶん後におっしゃった、後の方の事業法の方は東京都の福祉事業団のことだというふうに今回今まで聞いています。条件に出て来た。そこに委託するんだというようなことだと思ひますけれども、ぼくは理解では社会福祉事業団に委託をするということの条件で、これは実際に九月議会で伺っているわけですから、社会福祉事業団に委託をするというふうなことで移管が来ているのにもかかわらず、社会福祉事業法に基づく社会福祉法人にも委託することができるといふふうに明示されている理由というのはどこにあるんですか。

つまり移管の段階で東京都の社会福祉事業団ではなくて、ほかの社会福祉法人に委託する可能性があるということですが、それからもう一つは社会福祉事業団に委託するということが条件であるというふうに聞いていますけれども、職員の問題について余り問題がないんだというふうにも伺った

ことがあるんですね。しかし実際には東京都の職員というのは五十七年に条例で保育園の条例は廃止になっていきますから、過員の状態というふうになっているわけですから、働いている人との東京都との労使関係というのがもしも解決をしなければ、東京都社会福祉事業団に委託をしたと、四月になりました。開けたと、開けたけれどもだれも職員の人はいませんよということだ。あり得ると思ひますね。それは東京都との関係はどうなっているかというのを伺ってあきたい。委託先の事情、条件がわからずに委託するということはないと思ひますよね。

それからもう一つは中に法人をやりますと書いてありますので伺うんですけれども、法人の中の働く人の身分の関係というのは一体どういうふうになって、どこに雇われている人という形になっているのか伺いたいです。

それと、例えは争議その他についてのことが考えられると思ひ

うんですね。それについての責任の所在というのは市にあることになるのか、あるいは法人にあるのかということについて伺っておきたいと思います。

それからもう一つは事故の問題なんですけれども、保育園の中で事故が発生したとしますよね。そうしますと事務の委託は法人にしますが、実際の管理上の問題は市立の保育園ですから市にあるというふうに思うんですね。でも、その責任の所在というのほどにあるのかということについて、これが流れとしても移管の条例が出て来ましたが、そのことを前提に話をしなければいけないと思います。そのところを伺っておきたいと思います。

○助役（古谷 徳男君） 自席からお答え申し上げます。

まず私からは三条の社会福祉法人または民法の三十四条の法人、この両方うたっているのはどういうことかということですが、都が示されました移管条件の中に今回の場合大きな

公設民営という中の都で示されている条件は東京都の社会福祉振興財団に委託をする、そういうことが一つの条件になっておりますので、とりあえず今回の場合には振興財団に委託をお願いするというところでございます。しかしながら、その六年間都で財政援助をしていただくということでございますので、公設、民営ならば都は援助をしていただけるとこういうことでございますので、その間に振興財団から仮に社会福祉法人の経営の方へ切りかえもできると、こういう含みもありますので、この両方を三条に規定させていただいた、こういうことでございます。

それからつけ加えますが、先ほどできる規定であるということはどうなのかということですが、これも、このとおりでございます。

それからもう一つ父母と話し合いはどうかという点もありませんけれども、これについては、市長が二回父兄とお会いしております。日にはちゃんと確認してないんですけれども。